

証券税制 Q &

教えて！

小谷野先生



所得税編

Q 私は平成21年度において上場株式の譲渡益を確定申告しましたが、申告後に、譲渡益の計算に誤りがあり、過大に納税したことが判明しました。あるべき税額を申告しなおして、納めすぎた税金を返してもらいたいとは思いますが、まだ、できる場合には、その手続きを教えてください。

A 「質問のよう」に、譲渡益の計算に誤りがあり過大に申告した場合、同様に納税者が自ら更正の請求を行って、納めすぎた税金を返してもらうことができます。更正の請求とは、確定申告書に記載した税額が過大だった場合または還付金額を少なく申告してしまつた場合に、所轄の税務署長に対し、原則と

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>

Q 「質問のよう」に、譲渡益の計算に誤りがあり過大に申告した場合、同様に納税者が自ら更正の請求を行って、納めすぎた税金を返してもらうことができます。更正の請求とは、確定申告書に記載した税額が過大だった場合または還付金額を少なく申告して

Q 私は、世銀債(国際復興開発銀行債)とアジア開発銀行債の購入を検討しています。これらの債券の利子については税務上特別な取り扱いがなされていると聞かれますが、その内容に関して教えてください。

A 世銀債とアジア開発銀行債はそれぞれ国際復興開発銀行とアジア開発銀行が発行した債券です。国際復興開発銀行やアジア開発銀行のよ

Q 私は、多額の債務超過に陥り上場廃止の恐れのある日本法人A社の株式を、証券会社の特定口座で保有しています。上場廃止となり無価値になった株式に関して一定の要件を満たせば、株式の譲渡損失を計上できる場合があると聞いたことがありますが、その要件を教えてください。

A A社が上場廃止となり、清算などに至った場合、原則として株式の無価値化の損失は税務上損失として計上できません。しかし、次のいずれの要件も満たすことにより、譲渡損失を計上できます。

- ①上場廃止となった日本法人の株式が特定口座で管理されていること
- ②当該株式が、「特定管理口座」で引き続き管理されていること
- ③上場廃止後、当該株式を発行した株式会社

に、次の価値喪失事実が発生したこと

- ・ 解散し清算終了(合併による解散を除く)
- ・ 破産手続開始の決定
- ・ 会社更生法や民事再生法の更正、再生計画に基づき100%無償減資
- ・ 預金保険法の特別危機管理開始決定

「質問のケースにおいては、A社株式を特定口座で保有しているため、①の要件は満たします。②の要件に関しては、金融商品取引業者等(証券会社など)の営業所において売買最終日の前営業

日まで特定管理口座開設届出書を提出し、特定管理口座を開設する必要があります。③に関しては、記載した価値喪失事実が発生することが必要ですが、現状では要件を充足できるかどうかは不明であるため、今後の展開に注視する必要があります。

上記に加え、次の手続きを実施する必要があります。

- ①価値喪失事実が発生した年度の確定申告書に「特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」を受けようとする旨の記載を行う
- ②特定管理口座を開設する金融商品取引業者などから「価値喪失株式に係る証明書」の交付を受け確定申告書に添付する
- ③該当株式にかかる譲渡損失の金額計算に関する明細書などの添付がある確定申告書提出する

なお、計上できる譲渡損失の金額は、特定管理口座で管理されている1株当たりの取得価額に特定管理株式の数を乗じた金額となります。